

第五十二号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三二、〇六三人」を「三二、四〇四人」に改め、同表二の項中「一五、六五四人」を「一五、六五〇人」に改め、同表三の項中「一〇、九七八人」を「一〇、八七七人」に改め、同表四の項中「五、八七一人」を「五、八九〇人」に改め、同表合計の項中「六四、五六六人」を「六四、八二一人」に改める。

付則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、付則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校職員の定数を改める必要がある。